

令和 7 年度益田市「自死対策強化月間」の取組について

～「自死対策強化月間」街頭キャンペーンの実施～

1 事業の趣旨・目的

自殺対策基本法では、3月を自殺対策強化月間と位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開し、自死対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めることとされています。また、自殺総合対策大綱には、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、啓発事業によって悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

自殺対策強化月間は国民に自死や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自死の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法について国民の理解の促進を図ることを目的としています。

益田市においても自殺対策強化月間にあわせ、自死防止対策の普及啓発を重点的に実施します。

※益田市では、平成 26 年度から名称を変更し「自死対策強化月間」として実施しています。

2 実施主体

益田市自死総合対策庁内連絡会議（事務局：益田市健康増進課）

<協力機関>

- ・益田市自死総合対策ネットワーク会議
- ・健康ますだ市 21 推進協議会 心の健康部会
- ・益田圏域健康長寿しまね推進会議
- ・益田圏域自死総合対策連絡会

3 実施内容 街頭キャンペーン ※5ヶ所で実施します。

- ・日にち：令和 8 年 3 月 3 日（火）
- ・場 所：株式会社イズミ ゆめタウン益田 11：00～12：00
- 時 間 イオンリテール株式会社 イオン益田店 11：00～12：00
- 株式会社キヌヤ 益田ショッピングセンター 11：00～12：00
- 株式会社キヌヤ 東町店 17：30～18：30
- 株式会社キヌヤ 西益田店 17：30～18：30

（配布物がなくなり次第終了します。）

- ・内 容：のぼり設置、チラシ・グッズ配布

4 問合せ先 益田市福祉環境部健康増進課 TEL：0856-31-0214 FAX：0856-23-7134